

まだまだ間に合う

ニ - サ

NISAのすべて

これでわかった

NISA：少額投資非課税制度

松本 FP 事務所 所長 松本勝晴 著



—まだまだ間に合う—

これでわかった NISSAのすべて

(電子版)

TEMエッセンシャルズシリーズ

## まえがき

私は、2014年1月より始まったNISA制度にすぐく期待しています。NISA制度は中長期投資の練習用の口座としてよい仕組みになっていると思うからです。

投資できるのは1年間に100万円まで、というのも、ほとんど資産運用になじみがなかった人にとっては十分な金額です。まずはNISAの非課税口座で、面倒な税金のことを考えずに、株式や投資信託を買ってみてほしいです。運悪く含み損になっても我慢して、5年目を迎えるまでに利益確定すればいい。短期で急騰した場合でも、将来受け取れる配当も非課税の恩恵を受けるならば、最低でも半年以上、2〜3年は保有したい。

だがしかし、5年以上は持つてはいけない。仕組み上は6年目のNISA非課税枠を使えばロールオーバーが可能ですが、帳簿上は買値が洗い直されます。つまり、最初に買った時の単価のことは5年後には忘れなければなりません。

この、おおよそ5年サイクルが良くできている、と思うのです。相場の世界では、「小回り三月、大回り三年」という格言があります。日経平均などのインデックスを見ても、5年間下落を続けたのはリーマンショックのち、東日本大震災で追い打ちをかけられた時期くらいしか思い当りません。日本株式は1989年以来下落し続けたじゃないか、と考えるのはあまりにおおざっぱです。株価は、数年単位のサイクルで、下がれば上がる、上がれば下がるを繰り返すのです。

5年以内のサイクルで、割安なものを買ひ、利益が出たら売る。これを繰り返すのです。NISA口座での運用で儲かるコツをつかんだら、おそらく、通常の特定口座での運用でも儲けられるようになるでしょう。

本書では、今話題のNISA制度、少額投資非課税制度について解説します。第1章ではNISA制度の概要と、なぜNISA制度が求められているのか、その背景について書きました。

第2章ではNISA制度の仕組みについて、課税口座との違いに注意しながら

ら説明してみました。

第3章は、いざNISA口座を開設しようとするときに気を付けたいこと、その口座開設の段取りなどを語ります。

第4章は、一般的な長期投資に関する話と、NISAならではの制限を考慮した運用法について述べました。

第5章はQ&A形式でNISA制度にありがちな疑問点を解決します。第1〜4章までと重複する部分もありそうですが、改めて繰り返すことで理解の定着を促します。

NISA制度の理解に役立ち、NISA制度活用の背中を押すきっかけになれば幸いです。

## 目次

第1章	NISAってどんな制度？ その背景／7
第2章	NISAの仕組みは？／13
第3章	NISA口座を開設するには？／29
第4章	NISAで財産を増やすには？／39
第5章	NISAこんな時どうなる？ (Q&A)／56
	終わりに／72
	執筆者プロフィール／75

# 第1章 NISAってどんな制度？ その背景

## ●譲渡益など利益が非課税に

NISA（ニーサ）とは、少額投資非課税制度のことです。イギリスのISA (Individual Savings Account) 制度を参考に、日本向けにかなりアレンジされたうえで導入されました。2014年1月にスタートしたばかりですが、すでに500万口座も開設されているようで、制度の普及は順調といえそうです。

NISA制度を利用すると、ある一定の条件のもとでの譲渡益、配当金や分配金に対する税金が非課税になります。ある一定の条件とは、次のページの表のとおりです。

## ●国策で進められた貯蓄好き

そもそも、なぜNISA制度が始まったのでしょうか？ その前に、なぜ日本人が貯蓄好きなのか、少し探ってみます。

日本人が貯蓄好きになっただけは、おおよそ110年前にさかのぼります。日露戦争などの戦費調達のために、政府が国民に貯蓄を推奨したのがきっかけだったようです。その後、2度の世界大戦のちに敗戦、戦後復興と歴史が進みますが、その間一貫して貯蓄優遇の政策が取られました。

極めつけは、1963年から始まった少額貯蓄非課税制度です。通称マル優によって、預貯金の利息が元本一定額の間は非課税となったのが決定打になりました。子供を含む家族全員で銀行口座を作り、できる限り預貯金の利息を非課税で受け取る、ということが公然と行われました。

なお、マル優は1988年以降、徐々に対象者を限定し、現在は障害年金受給者など限られた人向けの制度になっています。

以上のように、預貯金優遇の政策が長らく続いた影響によって、家計の金融資産の中に預貯金が大きく残り、株式・投資信託など金

NISA制度の概要	
制度対象者	20歳以上の日本国内居住者
非課税対象	上場株式、公募株式投資信託などの譲渡益や配当金、分配金
非課税投資枠	新規投資額上限が年間100万円 合計最大500万円
非課税期間	最長5年
	ただし、一定の条件を元にさらに5年延長(ロールオーバー)が可能。
投資可能期間	2014(平成26)年～2023(平成35)年
口座開設数	1人につき1口座まで
金融商品の途中売却	いつでも可能
※2014年2月現在。2015年以降に制度変更される可能性があります。	



融商品の割合が低い、という現在の状況が生み出されたと言えます。

● 「貯蓄から投資へ」の掛け声もなかなか進まず

あまりにも預貯金に偏りすぎている家計の金融資産を、少しでもリスクのある株式・投資信託など金融商品に移してもらいたい。そのために政府が掲げているスロ―ガンが「貯蓄から投資へ」です。

まず、1996年より、日本版金融ビッグバン、すなわち金融制度改革が始まりました。以来、銀行窓口による投資信託販売や保険販売が徐々に解禁され、証券会社以外の顧客にもリスクのある金融商品へのアクセスが徐々に容易になりました。いまや、銀行で投資信託の営業を受けることも一般的になりました。

次に、税制面の改革です。2003年に株式などの金融商品への税制が大幅に変わりました。譲渡益の源泉分離課税が廃止され、申告分離課税への一本化がなされました。ただ、納税実務の軽減への配慮のため、特定口座と一般口座の2本立てにして、特定口座内で譲渡益の源泉徴収ありを利用した場合の譲渡益は申告不要とすることが

できる、という仕組みになりました。2014年現在では譲渡益だけでなく、配当金、分配金も損益通算できるようになり、かなり使い勝手が良くなりました。

2003年当時から、譲渡益、配当金や分配金に対する課税は原則20%でした。

これは、預貯金の利息、債券の利子と同じです。ですが、特定口座導入直後より、「貯蓄から投資へ」を少しでも促すべく、株式や投資信託の譲渡益、配当金や分配金の税率に、10%の軽減税率が採用されていたのです。

預貯金の利息への税率は20%のままです。株式や投資信託ならば、儲けに対する税率が半分の10%なのです。「貯蓄から投資へ」の流れがスムーズにいくかと思われましたが、残念ながらうまくいきませんでした。

うまく行かなかった理由は、2003年というタイミングは2000年前後に盛り上がったITバブルが崩壊して間もなかったことに加えて、1989年平成バブル以降のデフレ経済により、特に国内株式市場において株価の上昇を期待できる期間が極端に短かったせいもあるでしょう。

## ●最後の手段の金融商品非課税

銀行を窓口に使っても、税制で多少の配慮をしても、「貯蓄から投資へ」の大きな流れが生まれない。そこで、株式など金融商品の譲渡益、配当金、分配金に対する非課税化の話題が、定期的に盛り上がるようになりました。

夫婦間の贈与や、高齢者から子孫への贈与なども考慮したうえで、金融商品の非課税制度がどうあるべきか、その是非が何度も話し合われては、立ち消えになりました。海外の制度を研究しては日本での導入を図るものの、なかなか実現しなかった、というのが現実でした。

紆余曲折があり、経済状況の都合とにらめっこしつつ、最終的に、現在のNISA制度が出来上がりました。そして、アベノミクスという絶好の追い風を受けつつ、2014年1月にスタートしたのです。なお、今後の利用実態を見ながら、将来の制度変更が行われる予定です。

実は、NISA制度スタートと引き換えに、2013年12月末をもって、金融商

品の譲渡益、配当金、分配金の軽減税率10%が廃止されました。すなわち、現在は預貯金の利息、債券の利子を含め、金融商品にかかる税率が20%に統一されています(※厳密には、復興特別所得税が上乘せされ、税率は20・315%となっていますが、本書では復興特別所得税の説明を省きます)。

一方で、NISA制度を活用すれば、株式や投資信託など金融商品に関する譲渡益、配当金、分配金がすべて非課税です。

今度は、税率20%がいいか、非課税がいいか、の比較です。非課税のNISA制度を使わない手はないでしょう。

次の章ではさらに細かくNISA制度の仕組みについて解説します。

## 第2章 NISAの仕組みは？

### ●少額投資を支援する制度

この章では、NISAの仕組みを詳しく解説します。NISA、少額投資非課税制度で特に重要なのは、次の3点です。

#### ・NISAのキーポイント…少額

NISAは少額を支援する制度です。具体的には、年間の金融商品新規購入額100万円、5年間で合計500万円までに対する支援になります。

#### ・NISAのキーポイント…投資

NISAは、投資、すなわち金融商品の購入を支援する制度です。具体的には、国内上場株式、外国上場株式、株式等投資信託、外国籍株式等投資信託、上場投資信託(E

TF)、海外ETF、不動産投資信託(上場REIT)などを購入することに対する支援になります。

預貯金や公社債、公社債投資信託はNISAの対象外になっています。

#### ・NISAのキーポイント…非課税

非課税とは、譲渡益、配当金、分配金が非課税になる、という意味です。ただし、非課税を確実に受けるには、いくつかの要件があります。なお、金融商品購入時や売却時に手数料がかかる場合、その手数料の消費税は非課税にはなりません。

まとめると、NISAは、少額の金融資産購入に対する利益を非課税にする制度、というわけです。

#### ●まずは口座開設から

NISAで非課税の恩恵を受けるためには、さまざまな取り決めがあります。まっ

多くの投資初心者ならばどうということもない取り決めは、むしろ、投資経験者のほうが悩みの種になっているようです。

まず、当然ですが、非課税を受ける金融商品の購入だと明確に区別できるように、新たな口座を作ることになります。これまでの特定口座、一般口座に続く3つ目の口座が、NISA口座(非課税口座)です。

非課税の恩恵を受けるためには、今のところ、NISA口座を開設し、NISA口座内で新規に金融商品を購入する必要があります。すでに特定口座や一般口座に金融商品を保有していたとしても、その金融商品をNISA口座に移すことはできません。もちろん、これまで持っていた金融商品を一度売却し、NISA口座で買い直すことは可能です。その分、余計な手数料を支払うことにもなります。

### ● NISA口座内で金融商品を買う

次に、NISA口座での金融商品購入ルールです。1年のうち、100万円まで購入できます。もう少し細かく書くと、例えば年初の1月上旬にNISA口座で10万

円分の金融商品を購入したら、それ以降にNISA口座で購入できるのは90万円です。なお、この購入金額に手数料は含まれません。

株式投資では、売買金額に応じて売買手数料がかかるものです。10万円に対して、100円プラス消費税程度の手数料がかかります。証券会社によってはもっと安いかもしれませんし、NISA口座での株式売買手数料無料を宣伝する証券会社もあります。

ちなみに、アクティブ型の投資信託の場合ですが、購入した金額に対して3%プラス消費税分程度の販売手数料がかかるのが一般的です。つまり、10万円分購入したなら3000円プラス消費税です。もちろん、投資信託にもインデックス型投資信託に多くあるノーロード型のような、販売手数料がかからない商品もあります。

いずれにせよ、NISA口座での100万円の非課税枠の中には、あくまで購入した金融商品のみが入り、手数料分は含まれません。

なお、特定口座の場合は、金融商品の平均購入単価に手数料が含まれます。税額を計算する際に手数料を経費として扱うためなのですが、たしかにややこしいですね。



●儲かるまで約5年間我慢できる

いよいよ儲け方です。まずは譲渡損益に関する考え方です。

運用の基本は、割安なものを買ひ、高くなったら売る、です。そのときの差が大きければ大きいほど、非課税の恩恵も大きくなります。

実は、N I S A口座で購入した金融商品は、翌日以降、いつ売却しても問題ありません。短期投資に関しては制限がないのです。

逆に、長期投資に関しては、最大5年、おおよそ4年程度で区切りを付けねばならないことになっています。

もう少し具体的なケースを取り上げます。2014年1月にN I S A口座で購入した金融商品の非課税期間は、2018年12月末日までです。これは、2014年4月だろうが、2014年10月だろうが、同様に2018年12月末日までです。購入時期が年末になるほど、非課税の期間は4年に近づきます。

つまり、譲渡益に関しては、金融商品を新規に購入した翌日以降、5年目の年末までに売却し、利益が出たときにその利益に対して非課税になる、というわけです。

もし、運悪く損失で売却した場合は、それきりです。NISA口座では、損失はなかったものとみなされます。特定口座などとの損益通算もできません。「そういうものだ」と思ってください。

### ● 配当金を受け取るときの注意点

上場株式やETF、REITを通常の課税口座で購入したときは、配当金は必ず源泉徴収されます。実は、たとえNISA口座で購入したとしても、その分の配当金から源泉徴収されてしまうケースがあります。どうも、企業が信託銀行を通じて配当金を払い出す段階では、どの株券がNISA口座に入れているかわからない仕組みのようです。

そこで、配当受け取りは、NISA口座を開設している金融機関に払い込んでもらえるようにする手続きが必要です。ここでは、この配当金受け取りに関して、もう少し詳しく解説します。

現在、上場株式などの配当金の受け取り方には、4種類あります。

(1) 配当金領収証方式

株式の発行会社から、配当金領収証を郵送してもらい、それをゆうちょ銀行などの窓口を持参することで配当金を受け取る方式です。

(2) 個別銘柄指定方式

銘柄ごとに振り込む銀行を変えることが可能です。証券会社を通じて銘柄ごとに銀行口座を設定します。配当金領収証方式と併用して、銘柄ごとに細かく受け取り方を変えることができます。

(3) 登録配当金受領口座方式

証券会社経由で配当金を受け取る銀行口座を証券保管振替機構(ほふり)に登録し、そこに振り込んでもらう方式です。この方式を選択すると、その後新たに購入した銘柄の配当金もすべて同じ銀行口座に振り込まれます。

#### (4) 株式数比例配分方式

取引のある証券会社ごとに、銘柄の残高に応じた配当金を受け取る方式です。一度この方式を設定すると、ほふりにも情報が登録され、複数の証券会社と取引をしている場合はすべての証券会社で適用されます。

証券会社とのお付き合いが1社しかない場合にはその効果がわかりにくいかもしれません。登録配当金受領口座方式と株式数比例配分方式について、もう少し丁寧に解説します。

ある投資家MAさんが、とある銘柄SBを、NO証券会社に2000株、NI証券会社に1000株、分けて保有しているとします。なお、メインバンクはMI銀行です。

MAさんが登録配当金受領口座方式を利用し、MI銀行に振り込むように指定してある場合は、銘柄SBを合算した3000株分の配当が、源泉徴収されたうえで直接MI銀行に振り込まれます。

MAさんが株式数比例配分方式を利用している場合は、銘柄SBの配当金は、NO証券会社に2000株分、NI証券会社に1000株分、それぞれに源泉徴収されたうえで振り込まれます。

さて、もし、MAさんがNI証券会社でNISA口座を開設し、銘柄SBをNISA口座で管理していたらどうなるでしょうか？

登録配当金受領口座方式の場合は、NISA口座と通常の口座での両方の保有が合算処理されてしまい、3000株分の配当金として源泉徴収されたのちに、MI銀行に振り込まれます。

株式数比例配分方式の場合、NI証券に振り込まれる分に関してはNISA口座分だとわかっているので非課税処理が行われて入金されます。NO証券分に関してはNISA口座ではないので源泉徴収されて入金されます。

結論ですが、NISA口座で運用する上場株式の配当金を受け取る場合は、株式数比例配分方式を利用しなければ、非課税となりません。

もし、NISA口座で上場株式などを購入している場合は、NISA口座を作った

金融機関で配当金を受け取るよう、株式数比例配分方式を申し込まなければなりません。なお、複数の証券会社で株式を保有している場合、他の証券会社の保有分もそれぞれの証券会社に配当金が振り込まれるようになります。この点は注意しましょう。

### ●元本払戻金は意味なし

NISA口座で投資信託を買う場合、配当金はどうなるのでしょうか？

投資信託の配当金の処理に関しては、すべて証券会社の中で手続きが済むため、上場株式の配当金のような面倒はありません。普通分配金が出る場合は、問題なく非課税処理されます。

なお、投資信託では、普通分配金のほかに、特別分配金が出る場合があります。これは近年、元本払戻金という名前に変わったところもありますが、元本割れからさらに取り崩して支払われる分配金のため、NISA口座だろうが特定口座だろうが関係なく課税されません。

投資に限らず、所得税は通常、儲けに対して課税されます。分配金がいっぱい出る

から、NISA口座で非課税で受け取ろうと思うのは当然ですが、実際に受け取ったのが元本払戻金で、NISA口座で運用する意味がなかった、ということになりかねないことに注意が必要です。

ところで、投資信託の分配金に関してはほかにも注意すべき点があります。分配金がどのように扱われるのか、金融機関によって異なるケースがあるからです。

通常の特定期口座などの場合、投資信託で分配金が出た場合、自動的に再投資する場合とMRFもしくは現金預かりになる場合があります。ほとんどのケースでは再投資されているのですが、NISA口座で再投資する場合、顧客が意図せずに年間の非課税枠を使うことになりかねません。

よって、NISA口座で投資信託を選ぶ場合は、分配金を再投資するのか、再投資はNISA口座内で行うのか特定口座で行うのか、再投資せず受け取るのか、そもそも分配金を極力出さない投資信託を選ぶのかなど、検討すべき事項がたくさんあるのです。

## ● 2年目は改めて100万円の投資が可能に

そうこうするうちに、1年目が終了し、2年目が始まります。

もし、2年目に入った段階で、1年目の非課税枠100万円を使い切らなかった場合はどうなるでしょうか？

仮に、1年目は投資信託を毎月3万円ずつ積み立てていたとします。年間36万円です。非課税枠が64万円余っていますが、これを使わずに2年目に突入した場合、64万円分の非課税枠は消滅します。

そして、2年目は、改めて100万円分の非課税枠からスタートします。

3年目も同じです。前年に使い切れなかった非課税枠は、その年で消滅して、改めて100万円の非課税枠ができるのです。

ところで、非課税枠の100万円は、次のように考えるとわかりやすいと思います。

NISA口座を開設すると、毎年年初に、1ポイント1円分の非課税枠クーポンが100万ポイントもらえます。クーポンは金融商品の購入と引き換えに利用され、消滅します。一度利用したクーポンは二度と戻りません。クーポンの期限は同年12月



末日までです。厳密には、株式売買ならば12月末の権利付最終日までになります。これを過ぎると、余ったクーポンは期限切れにより消滅します。そして翌年、新たに100万ポイント分のクーポンが入ります。新しいクーポンの使用期限も1年です。以降、毎年クーポンの消費、消滅と再発行を繰り返します。

クーポンだと聞いて、使わなければもったいないと思うか、使わなくてももともとタダでもらったものだからどうでもいいと思うかは、人それぞれだと思います。

### ●5年目が終わるときの選択

N I S A口座で保有する銘柄は、いつ売ってもかまわないということを前に述べました。当然、利益が出ればそれが非課税で受け取れるので、投資家自身が満足するならば本当にいつ売ってもいいのです。

問題は、何らかの理由で売らずに5年目の年末を迎えてしまった場合です。どのような対応が可能でしょうか？

原則はこうです。5年目の12月末日を過ぎたN I S A口座保有の金融商品は、1

2月末日の時価で、特定口座など通常の課税口座に払い出されます。5年目が終了したら、とにかく一回清算する、というイメージです。

何らかの理由で、次の年も同じ銘柄をNISA口座で保有し続けたい、という場合ですが、そのような手続きは可能だと言われています。その場合は、年末時点の時価が新しい購入価格となり、翌年の非課税枠100万円を使って保有することになります。この手続きはロールオーバーと呼ばれています。

たしかにロールオーバーは可能ですが、ロールオーバーすべきかどうかはよく考える必要があります。5年前にした投資判断が、ロールオーバーする時点でも通用するのか、という問題もありますし、6年目の非課税枠をロールオーバーで使ってしまった方がいいのか、という問題もあります。

なお、ロールオーバーの具体的な手続きは、金融機関ごとにより異なる場合があります。実際に2014年中にNISA口座を作った場合は、5年目を迎える2018年になってから、ロールオーバーの詳細を金融機関に問い合わせてください。

● 10年で新規の100万円非課税枠は終了予定

現段階では、NISA制度での新規購入は10年間で終了する予定です。

2014年スタートのNISA制度は、2023年までは、新規の100万円の非課税枠が設定されますが、今のところは2024年以降の継続はありません。図で解説すると次のページのようになります。

NISA制度は今のところ、2023年にスタートする最後の非課税枠が、最長2027年まで運用されたところで、終了になる予定です。

ただし、今後のNISA制度の活用状況によっては、2024年以降も継続されるべく、制度変更が行われる可能性も残っています。

もしくは、NISA制度以外の「貯蓄から投資へ」を促すための別な制度が始まることも考えられます。NISA制度がどうなるかは、私たちがしっかり活用できるかどうかにかかっているとと言えます。

NISA口座での運用期間のイメージ

20XX年 投資開始年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
2014年	100万円 非課税 枠	保有(売却可能)												
2015年		100万円	保有(売却可能)											
2016年			100万円	保有(売却可能)										
2017年				100万円	保有(売却可能)									
2018年					100万円	保有(売却可能)								
2019年						100万円	保有(売却可能)							
2020年							100万円	保有(売却可能)						
2021年								100万円	保有(売却可能)					
2022年									100万円	保有(売却可能)				
2023年										100万円	保有(売却可能)			
2024年											100万円	保有(売却可能)		
												終了予定(継続の是非を検討中)		

※2015年以降、制度が変更になる場合があります。

### 第3章 NISA口座を開設するには？

#### ●金融機関ごとに取扱商品やサービスが違うことに注意

NISA制度の背景、仕組みがわかったところで、いよいよNISA口座の開設を試してみよう。

NISA口座は、多くの金融機関で開設できますが、どこで開設するかが難しい選択にもなります。

証券会社、銀行、ゆうちょ銀行など、多くの金融機関でNISA口座は開設可能です。なんと、生命保険会社でもNISA口座が開設可能なところがあります。

問題になるのは、金融機関ごとに扱われる金融商品が異なる点です。

証券会社のほうが、扱われる金融商品が多彩です。上場株式、ETF、REITはもちろん、そのほかさまざまな運用会社の投資信託を広く扱っているところが多いです。

一方、銀行やゆうちょ銀行、生保会社の場合、上場株式等は扱われませんし、投資信託のラインナップも少数精鋭という趣きです。具体的には、資本関係のある運用会社の投資信託の取り扱いを中心として、そのほかの会社をいくつか追加するという具合です。

証券会社によつては、海外市場の上場株式や海外ETFを、NISA口座の取り扱い対象にしているところもあります。NISAでの非課税の恩恵は国内取引分のみであり、外国で行われる源泉徴収には及びません。確定申告の外国税額控除で取り戻すことも可能ですが、そもそも非課税で確定申告不要なNISAでの運用に対して、そこまで手間をかけるのはいかがだろうか？とも感じます。もちろん、選択肢の参考としてはありなのでしょう。

商品ラインナップに関しても重要ですが、他にも、投資信託の分配金の扱いをどうするのかとか、5年目終了時のロールオーバーの手続き方法の違いとか、金融機関ごとに異なる場合があります。

自分が購入したい金融商品があるか、自分が受けたサービスがあるか、自分の運

用方針に見合った手続きができるかなど、じっくりと確認してから、N I S A口座を開設する金融機関を決めましょう。

●改めて、N I S A口座を開設できる人を確認

いざ、N I S A口座を作りたいと思っても、ちょっと待ってください。いくつか、N I S A口座を作るための制限があります。それを確認します。

まず、年齢要件です。2014年からN I S A口座を作りたい場合、2014年の1月1日現在で20歳以上の人が対象になります。

子供に経済を学ばせようと、高校生くらいから証券会社の普通の課税口座を開くことは可能なのですが、N I S A口座に関しては、20歳になった年の翌年からでないと開設できません。注意が必要です。

また、日本に居住していることも、N I S A口座を作る条件となっています。実は、この居住の件ですが、現在のところ少々ややこしいルールがあります。

N I S A口座は、基準日において国内に居住していることを証明する必要があります。

す。現在は、2013年1月1日が基準日で、その日の国内居住を証明する住民票の写しが必要です。

なんとなく混乱しそうですが、2013年1月1日をまたいで現在まで住所の変更がない場合はほぼ問題ありません。住民票を取ると、住民票の写しを取得した日付と、住民となった年月日が記載されていることで、その間居住していたことの証明になるからです。

もし、2013年1月1日以降に別な市町村に引っ越している場合は、実際に2013年1月1日に住んでいた、引っ越す前の市町村の住民票除票の写しを取る必要があります。

なお、2018年以降にNISA口座を開く、もしくはNISA口座を継続して利用する場合は、基準日が2017年1月1日に変更、改めて住民票の写しを提出する必要があります。

一見面倒な仕組みですが、将来、社会保障・税番号制度（マイナンバー法）が正式に生まれれば、面倒な手続きはなくなると思われます。



以上をまとめると、20歳以上の、日本に在住する人ならば、誰でもN I S A口座を作れる、ということになります。外国人だろうが公務員だろうが専業主婦だろうが問題ありません。

● N I S A口座開設は1つだけ

通常、証券口座は、N O証券、N I証券、D A証券、E S証券、R A証券、M A証券という具合に、同じ人が別な証券会社ごとに作ることが可能です。ですが、非課税のN I S A口座は、一人につき1金融機関でしか開設できません。

2014年1月からのN I S A制度のスタートが決まって以来、N I S A口座開設の予約申し込み獲得のために、各金融機関がしのぎを削りました。そのため、いざ、2013年10月からのN I S A口座開設の正式申込みスタートのさいに、複数の金融機関から同一人物のN I S A口座の申し込みがあり、税務署での手続きが滞るといったことが起こりました。

すでにN I S A制度がスタートしており、今後は複数口座申し込みはめったに起こ

らないでしようが、もし手違いで複数金融機関でNISA口座を申し込んでしまったらどうなるでしょうか？

基本的には、申し込みが早かった金融機関が優先されます。

すでに証券口座を持っている人は、NISA申し込み書類をもれなく記入し、基準日の居住がわかる住民票の写しとともに証券会社に提出します。以降の税務署とのやりとりは証券会社が行います。税務署は、証券会社からの書類を元に、既にNISA口座が他社で開設されていないかの確認を行います。この手続きでおおよそ4週間かかることになっています。そして、他社にNISA口座がないことの確認を終えたら、NISA口座の開設が許可されます。2通目以降に届いた証券会社は、すでに他社に開設の許可が出ているため当然に不許可になります。

なお、現在の制度では、4年おきに別の証券会社にNISA口座を作り直すチャンスがあります。住所確認の基準日が4年ごとに変わるため、そのタイミングで他社に乗り換えることができるのです。ただし、4年間続けた証券会社から、5年目に別な証券会社にNISA口座を移したとしても、過去4年分の運用は前の証券会社で続け

なければなりません。今のところ、一度NISA口座で購入した金融商品を他社のNISA口座に移す方法はありません。ロールオーバーしたいと考えている人は、5年目以降も同じ証券会社でNISA口座を引き続き開いておく必要があります。

### ●ゼロから口座開設する場合の注意事項

これまでまったく株式投資や投資信託の購入歴がなく、NISA制度をきっかけに口座を作ってみようという場合の盲点をお話します。

NISA口座だけ作りたいと思っても、それはできません。

銀行ならば投資信託口座の中に最低でも一般口座、できれば特定口座も同時に作る必要があります。ちなみに、投資信託を購入する際の資金は、普通預金口座から引き出します。

証券会社の場合も似たような感じですが。総合口座の中に一般口座と、できれば特定口座も同時に作る必要があります。証券会社の場合、総合口座内で売買するために現金を預かったり、その代わりにMRF(総合口座用公社債投資信託)を売買したりしま

す。

たとえば、NISA口座で保有の株式の配当金を受け取るために、現金預かりやMRFが必要です。そして、NISA口座での運用終了時期が近づき、ロールオーバーせずに保有したい場合には特定口座や一般口座が必要になります。NISA口座の非課税枠を使い切ってさらに投資したい場合は、当然、特定口座や一般口座を活用することになります。

証券口座をゼロから作る場合は、NISA口座以外に一般口座と特定口座が付いてくる、と覚えておきましょう。

## 第4章 NISAで財産を増やすには？

### ●小口で始めて分散投資を長く続けるのが重要

NISA口座が無事にできました。いよいよ譲渡益、配当金、分配金が非課税にできる運用がスタートです。

しかし、税金がゼロにできるとはいえ、投資の基本は変わりません。

割安なものを買ひ、割高になってきたら売る。これが基本です。

そのうえで、NISA特有の制約があり、その中で利益を目指さなければなりません。

まずは、金融資産運用の基本からスタートします。

金融資産運用で財産を増やしていくには、外してはならない原則があります。主に次の4つです。

- ・ 積立投資、もしくはそれに近い小口投資で始める。
- ・ 譲渡益、配当金、分配金などの収益をなるべく運用に回して、複利を心がける。
- ・ 分散投資する。もしくはアセットクラスを分散する。
- ・ 以上をなるべく長く続ける。

NISAに興味がある以上、既に運用のための資金を確保していると思いますが、もし積立の資金のめどが立っていない場合は、次の3つも重要です。

- ・ 支出を見直して減らす。
- ・ できる限りの増収を図る。
- ・ 節約と増収を続けて黒字を安定させる。

本書では以降、投資資金に関しては準備できているものとして、投資実践部分の注意事項を解説していきます。

● **まずは小口投資、積立投資から始めよう**

NISAの非課税枠は100万円です。目の前にすでに100万円が準備できているとします。どうするべきでしょうか？

懸命に良さそうな上場株式や投資信託を探して、一気に100万円分を購入してしまえばいいでしょうか？

私は、年に1回だけ、100万円の予算を一気に使って、あとは放っておく、というNISAの付き合い方をお勧めしません。予算100万円のうちのすべてを1回の購入で使い切ってしまうのは無謀です。

特に投資初心者ならば、もっと小口による購入を覚えるべきです。

仮に、2014年1月のうちに、NISA口座の予算100万円を使い切ったとしましょう。

2014年2月以降、どのような経済イベントがあるかわかりません。特に4月には消費税率変更があり、そのさいに株価が軟調になるかもしれません。もっと魅力的な上場株式や金融商品が見つかったとしても、予算を使い切った以上、NISAでの

購入はできません。

NISAの非課税枠100万円を使い切ったなら、仕方ない。割り切って、新しい金融商品は来年まで買わない、と腹をくくったとしましょう。

当然ですが、マーケットは動いています。金融商品は時価でどんどん評価額が変わります。ちよつとの株価の上げ下げが直接反映されます。特に選んだ銘柄が含み損で推移してしまうと、いくらNISAが約5年運用可能だとしても、心理的なダメージが大きいです。2年目となり、次の100万円の非課税枠が出来たころには「糞に懲りて膾を吹く」のごとく、やっぱり投資は難しいと感じてしまい、慎重になりすぎてしまう危険が高いです。

以上のような理由から、私は、資金を分割し、年間数回に分けて金融商品を購入していくことをお勧めします。少しずつ金融商品を購入することで、マーケットによる価格変動リスクに少しずつ慣れていけばいいと思います。

少しずつ分割して買う方法ですが、自分でちゃんと管理して買う方法と、積立投資のシステムを活用して毎月自動的に買う方法があります。これらは銘柄分散投資にも



かかわってくるので、あとで改めて解説します。

●複利を活用して長い目で増やす

金融商品は、購入したその瞬間から運用が始まり、マーケットによる値動きのリスクにさらされます。そして、上場株式ならば権利確定日を過ぎ、さらに数カ月が過ぎると配当金が支払われます。投資信託の場合は、決算日がすぎてすぐに、配当金が支払われます。

これらの配当金や分配金は、どうするべきでしょうか？

当然です。再投資するのです。NISAの場合、年間投資額が100万円までという上限がありますが、それに到達するまでは何も考えずに再投資するべきです。

NISAの非課税枠を超えてしまった場合はどうすればよいでしょうか？ その場合も、特定口座を使って別なもので運用するべきです。もしくは、翌年のNISA口座で投資すればよいのです。

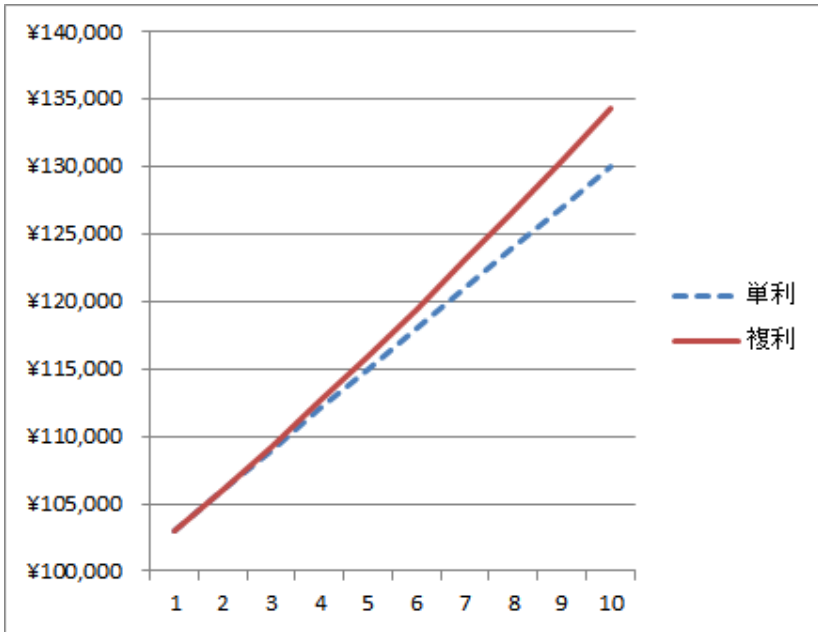
再投資することによって、複利効果が生まれます。ここで、なぜ複利運用すべきか

を、もう少し詳しく解説します。

金利の計算方法には、単利と複利があります。単利とは、2年目以降も1年目と同じ元本で運用する方法です。たとえば、10万円を年利3%で運用した場合、1年目の利息も2年目の利息もどちらも3000円になります。

複利の場合は、1年目の利息分も運用に回します。同じく10万円を3%で運用しますが、1年目は同じ3000円ですが、2年目は元本が10万3000円になるため、2

単利運用と複利運用の比較  
※10万円を年利3%で運用



年目の利息は3090円になります。

このように、目先の差が小さくても、長期運用を続けるうちに、確実に複利の効果が投資効率が良くなります。

### ●リスク低下のために分散投資が必要

すでに「少しずつ買う」話を済ませました。これは、投資タイミングを分散することでリスクを低くする手法です。

特に、金融商品を毎月1回定額ずつ購入する積立投資は、ドルコスト平均法とも呼ばれ、投資初心者が徐々にマーケットリスクに慣れながら投資を行うのに適しています。

購入タイミングのほかにも、分散すべきものがあります。アセットの分散と、通貨の分散と、銘柄の分散です。

アセットの分散とは、具体的には、株式、債券、不動産、商品という具合に、値動きが異なると思われる資産(アセット)に分けて投資することを表します。

特に、株式と債券は、景気動向における値幅の違いも目立ちますが、おおむね債券の利回りが上がると株価が下がり、株価が上がると債券の利回りが下がるという関係性があります。最初はまず、株式と債券のアセットを組み合わせることを覚えましょう。

通貨の分散とは、日本円とその他外貨、という具合に、通貨を分けて投資することを表します。円安円高のみで一喜一憂するならば、一定割合を海外資産に投資して安定運用を目指そう、という考え方です。日本に投資する債券や株式、海外に投資する債券や株式に投資する、という具合です。

通常は、アセットの分散と通貨の分散までで十分です。日本債券、日本株式、海外債券、海外株式に投資する投資信託をそれぞれ4分の1ずつに分けて買うだけで、必要十分な国際分散投資が出来上がります。

最後に、銘柄の分散です。各アセットの中で、個別の銘柄をなるべく分けて投資することを表します。

そもそも、投資信託は通常、1つの金融商品の中で個別の株式や債券を数100銘柄

柄組み込んで運用されています。なので、よほど偏った運用でない限り、アセットごとに好きな投資信託を選ぶことで銘柄分散も図られています。

ここからは、自分で個別銘柄を選択したい場合の注意事項を説明します。

投資信託と同様な数100銘柄を、個人投資家が管理するのはかなりの手間がかかります。かといって、1銘柄のみの集中投資では極度にリスクが高くなりいただけません。1銘柄よりは2銘柄、2銘柄よりは3銘柄という具合に、銘柄数が増えると徐々にリスクが低くなり、運用の安定度が高まります。

銘柄の分散においては、20銘柄前後に達すると十分な効果を発揮すると言われてきます。ただ、個別銘柄で保有する数は、みなさんが運用にどれくらいの手間をかけられるのか、によって決めればよいでしょう。

ちなみに、国際分散投資で各アセットの比率を決めることをアセットアロケーションを決める、といいます。アセットごとに個別商品を選択することをポートフォリオを組む、といいます。

## ●長く続ける、辞めないことが投資の王道

ここまでで、積立投資または小口投資を覚える、配当金や分配金などの利益は再投資して複利運用を目指す、リスクを下げるべく分散投資を行う、ということ述べました。金融資産運用の最後の秘訣は、これを長く続ける、決して辞めない、ということです。

金融資産運用を長く続けられない人は、おおよそ、自分にとっての取り返しのつかない損失を抱えてしまい、辞めてしまう人だと思えます。

取り返しのつかないくらいの失敗をする人の傾向は、おおむね次のとおりです。

- ・自身の経験の浅いうちから、リスクの高い金融商品に集中投資してしまう。
- ・自身の投資予算と比較して、大きな金額を一気に使ってしまう。
- ・急いで、短期間で大きく儲けようとしてしまう。

金融資産運用を長く続けられない人の傾向が分かったなら、答えは簡単です。その

逆をやれば、長く続けられるようになるのです。

つまり、繰り返し述べているように、積立投資または小口投資で、リスクを下げるよう分散投資をして、ゆつくりと長い目で複利で増やすようにすればいいのです。

### ●NISA制度の制限を考慮した戦略を検討する

ゆつくりと、長い目で金融資産を増やしていく、というのが、投資の王道です。そのため、積立投資や小口での分散投資を活用し、配当や分配金を受け取っては再投資し、個別の商品をなるべく長い期間保有する。これをを繰り返すのです。

NISA制度を活用するうえでも、基本は変わりません。しかし、NISA制度ならではの制限があるため、それを考慮した戦略も必要です。

NISA制度の制限に応じた金融商品の購入戦略について、改めて考えてみます。

#### ・年間100万円までの非課税枠

積立投資を12カ月続けて非課税枠の100万円を使い切る場合は、1カ月の最大

積立額は8万3333円となります(厳密には4円余ります)。

投資信託を選ぶ場合は、通常は最低購入価格以上1円単位で購入できますので、100万円をぴったり使い切るのは可能です。ですが、上場株式のように単元株単位での購入の場合には、100万円ぴったりに買うのは難しいでしょう。割り切って多少は余らせるしかありません。

さらに、上場株式の場合は、単元株単位で100万円以上の資金が必要なものは購入できません。2014年2月末日現在、100万円では買えない上場株式が100銘柄ほどあります。

もともと、証券会社によっては、単元未満株売買可能なサービスがあったり、上場株式を金額指定で売買するサービスがあったりします。どうしてもほしい銘柄ならば、そのような便利なサービスの利用もありでしょう。

#### ・非課税枠の復活は翌年までお預け

NISA制度では、非課税枠100万円は、翌年になるまで復活しません。



複利効果を發揮するためには回転売買することが重要だと考えている投資上級者ほど、この制限に納得がいかないようです。

N I S A制度では、一度購入した金融商品をいつ売却してもいいことになっています。売却することで手元資金はたしかに復活しますが、それとN I S Aの非課税枠はまったくの別物です。

つまり、N I S A制度においては、回転売買は似合いません。回転売買をしたい場合は、特定口座など課税口座を利用すべきです。

ただし、「金融資産運用は習うより慣れろ」という視点においては、ある程度の売買を繰り返すのは必要です。

例えば、単元単位の予算が5万円未満の上場株式の売買なら、100万円の非課税枠の中では20回の売買を繰り返すことができます。2万円未満なら50回となり、毎週1回の売買ができることになります。つまり、手元資金が数万円程度でも、N I S Aの非課税枠100万円を使い切るのには可能なのです。

N I S A制度が想定する利用法とはかけ離れている気がしますが、このような経験

の積み方も有り得るでしょう。ちなみに、2014年2月末日現在、単元単位あたり2万円未満で購入できる上場株式は約230銘柄あります。

### ・非課税はなんとしてもフル活用

NISA制度最大の魅力は、やはり非課税でしょう。

仮に、配当利回り3%の上場株式をぴったり100万円分購入できたとします。年間配当額が3万円です。もし、課税口座であれば、6000円の源泉徴収をされてしまいます。この6000円がNISA口座ならば手元に残り、再投資すれば複利の効果がさらに高まります。

投資信託の分配金るときは注意が必要です。投資信託の場合は、普通分配金を受け取れるのか元本払戻金になってしまうのかは、購入した顧客がコントロールできないからです。

分配金についてはもう少し細かく説明します。とある投資信託を、Aさんは1万円、Bさんは1万2000円で、それぞれ1万口をNISA口座で購入したとします。

そして、とある投資信託が基準価格1万1000円のとときに1万口あたり1000円の分配金を支払ったとします。

Aさんにとっては普通分配金の1000円です。NISA口座であれば源泉徴収されない意味のある分配金です。

しかし、Bさんにとっては特別分配金、元本払戻金としての1000円になります。

NISA口座だろうが課税口座だろうが、源泉徴収されない分配金ですので、NISA口座の意味がありません。

投資信託の場合は、もうひとつ問題があります。もし、分配金を同じ銘柄で再投資する設定だった場合、自動的にNISAの非課税枠を使っていくこととなります。顧客が仕組みを理解しているのなら問題ないですが、いざ、別にほしい金融商品がみつかったのに、投資信託の分配金が非課税枠を使ってしまっても買えなかった、ということも起こり得ます。

したがって、実は、分配金をたくさん出す予定の投資信託は、NISA制度にはなじまない可能性があるのです。

投資信託を選ぶ場合は、分配金はなるべく出さず、評価額を高くしていく運用方針のものを選ぶべきでしょう。

そして、評価額が高くなれば、譲渡益が狙えます。本来の金融資産運用の醍醐味は、多くの人が思うとおり、なんといっても譲渡益です。

上場株式の配当利回りはせいぜい2〜4%、REITを選んでも3〜5%くらいの年利でしょう。譲渡益ならば、マーケット次第で想像以上の利益を狙えます。

過去15年程度遡っても、ITバブル、郵政選挙バブル、そしてアベノミクスと、誰もが譲渡益を狙える時期が定期的にやってきています。仮に、100万円の金融商品が120万円に増えたところで利益確定すれば、差益の20万円がNISA制度ならば非課税になるのです。源泉徴収の場合は4万円もの税金になります。効果の大きさが実感できるというものです。

#### ・5年縛り、10年で終了について考える

本当のことを言えば、将来を見据えた長期投資は、5年や10年で終わるものでは

ありません。非課税期間が5年であること、制度自体が10年でなくなる予定であることが、以前から長期投資を啓蒙している人たちにとってはN I S A制度の不満点でもあります。

ですが、私自身、大学卒業後に社会人となり、勤める会社の株式の積立投資を10年以上続けていた経緯を、FP資格取得を通じて学んだ投資理論で振り返ってみると、いかにリスクの高い運用をしていたのかと思います。

長期投資とは、金融資産を徐々に増やしていけるよう、リスクを抑えながら運用を長く続けることです。決して同じ金融商品を何も考えずに長く保有することではありません。

日本国内、ましてやアメリカやヨーロッパ、そのほか新興国の経済は日々、動いています。地球のどこかで起こった事件のために、各国のマーケットが反応します。個別の金融商品や上場株式がそれに翻弄されます。いつだって、ある一時期に選択した判断が引き続きベターである保証はありません。

したがって、自身で下した投資判断について、N I S A制度の縛りとして見直す機

会を得るのは、前向きにとらえてもいいのではないか、と思います。5年目の年末になり、最初に買ったときと比べて、銘柄の魅力が衰えていないなら、そのときは自信をもってロールオーバーすればいいのでしょうか。

### ●家族を巻き込んでみんな投資する

さて、ここまでは、NISA口座を自分ひとりで運用することを前提に話を進めてきました。本来、金融資産運用は常に自己責任で行わなければなりません。自分のお金を自分の責任で運用するのが前提です。

ですが、もし、NISAの非課税枠が年間100万円、合計500万円なのが残念に思うくらい余裕資金が豊富な人の場合は、検討してみたい手があります。

それは、家族を巻き込んで運用することです。夫婦、20歳以上の子供、そして両親など、仲間を増やせばいいのです。

特に、配偶者や成人した子供がいる場合、NISA制度を通じて家族のきずなを深めるきっかけにもなりそうです。

夫婦と子供1人がNISA口座で運用をすれば、年間最大300万円、5年間で合計1500万円まで運用ができますことになります。

もちろん、各口座はそれぞれの人が管理することが前提です。

なお、資金のやりくりに関して、贈与税が心配になる人もいそうですが、非課税枠が年間100万円である限り、心配無用でしょう。詳しくは国税庁のタックスアンサーWebサイトで、贈与税に関して調べてみてください。

## 第5章 NISAこんな時どうなる？（Q&A）

Q テレビCMで剛力彩芽ちゃんが「投資家デビュー」したり、証券会社が「鈴木さん家も田中さん家も始めてる」と宣伝してるNISAが気になります。NISAってなんですか？

A 2014年1月から始まった、少額投資非課税制度の愛称です。

NISA制度とは、金融機関を通じてNISA口座を開設し、その口座を通じて金融商品を購入すると、譲渡益、配当金、分配金が非課税となる制度です。

2014年1月以降、金融商品の譲渡益、配当金、分配金の税率が20%となっています。そこで、少額投資を税制優遇することで、今後の「貯蓄から投資へ」の流れを促そうとするためにNISA制度が作られました。



当初は日本版ISAと呼ばれていました。日本の(Nipponの)ISAなので、NISAという愛称になりました。

NISAは、イギリスのISA(Individual Savings Account)制度をモデルにして導入されました。イギリス版ISAは、1987年から導入されていた個人株式投資プランと、1991年から導入された非課税特別貯蓄口座をそれぞれ1999年にリニューアルして導入されました。貯蓄と投資の二本立てで、2010年の段階では2390万人もの人が口座を開いているとのこと。

**Q** 外国人なんですけど、NISA口座は開けますか？

**A** 開けません。

NISA口座は、日本国内在住の、20歳以上の方なら誰でも利用できます。国籍による制限はありません。

Q 株式を買うのは勇気がいるので、債券投資から始めたいんですけど。

A NISAは、債券投資は対象外ですが、債券に投資する投資信託で買えるものがあります。

NISAで購入できる金融商品は、金融機関ごとに異なる場合があります。銀行の場合は公募型投資信託が買えます。証券会社の場合は、公募型投資信託に加えて、上場株式、ETF、REITが買えます。

預金や国債、社債など債券はNISA口座の対象外です。NISAはリスク資産のうち、株式や投資信託の購入を前提とした制度だからです。

ただし、投資信託の中で、主に債券に投資する投資信託だとしても、株式への投資が制限されていないために株式等投資信託として扱われている金融商品があります。そんな債券型投資信託の場合は、NISA口座でも購入可能です。

似た理屈で、不動産、商品、さらにはブルベアなど先物由来の派生商品、海外株式や海外債券への投資も可能です。

いずれにせよ、NISA口座を作った金融機関で取り扱われている商品ラインナップの中で、NISA対応のものを選択する必要があります。

Q 利用限度額の中に手数料は含まれますか？

A 金融商品の元本部分の合計が、一人年間100万円までであり、手数料は含まれません。

NISAの非課税枠は、一人1口座、年間100万円までになっていますが、この100万円には販売手数料、株式売買手数料は含まれません。したがって、手数料がかかる金融機関で金融商品を購入した場合、100万円分のNISA非課税枠で金融商品を購入するときに100万円以上の資金が必要になる場合があります。手数料に関しては金融機関ごとに対応が異なりますので、注目すべき注意点です。

Q 現在利用している証券会社にNISA口座を作って、持っている銘柄をNISA口座に入れたいんだけど。

A できません。持っている同じ銘柄がNISA対応ならば買い増しをNISA口座内ですることはできません。

証券会社、銀行のほとんどでNISA口座が開設可能です。そのさい、金融商品用の特定口座と一般口座に続いて、3つ目のNISA口座(非課税口座)を作ることになります。

ですが、非課税の対象となるのは、NISA口座内で新たな資金で新規に金融商品を購入した場合のみです。

特定口座や一般口座で保有されている金融商品を、NISA口座に移すことはできません。

ただし、保有銘柄がNISA対応ならば、次に買い増しする場合はNISA口座内で買えばいいかと思えます。

Q N I S Aで買った株式の配当金が銀行に振り込まれたんだけど、源泉徴収されます。なんで？

A 上場株式などの配当金を非課税で受け取るための手続きが必要です。

特定口座、一般口座、N I S A口座を問わず、上場株式やE T F、R E I Tの配当金などの受け取り方には4通りの方法があります。その中で配当金などの非課税の扱いができるのは、N I S A口座を作った証券会社で配当を受け取る「株式数比例配分方式」だけです。

もし、3月決算期末の上場株式を保有しており、配当を非課税で受け取りたい場合は、3月の権利確定日までに証券会社を通じて「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

注意が必要なのは、一度「株式数比例配分方式」を選択すると、N I S A口座で保有する銘柄に限らず、また、N I S A口座を開設していない他の証券会社で保有する銘柄であっても、すべて、それぞれの証券会社で配当金を受け取ることになる点です。

Q 証券会社から現金引き出すの面倒だから、配当はこれまでどおり郵便局で受け取りたいんだけど。

A できますけど、配当金の受け取り時に課税されます。

「株式数比例配分方式」以外の配当金受け取り方法として、配当金領収証方式、個別銘柄指定方式、登録配当金受領口座方式のいずれも利用可能ですが、「株式数比例配分方式」以外の方法では、配当金は非課税になりません。

ちなみに、配当金領収証方式は、お手元まで配当金の金額が入った領収証が郵送され、郵便局（ゆうちょ銀行）などに受け取りに行く方式です。

個別銘柄指定方式は、銘柄ごとに受け取る金融機関を変更したい場合に利用する方式です。

そして、登録配当金受領口座方式は、指定の銀行口座ですべての保有上場株式の配当金を受け取る方式です。

なお、配当所得は確定申告により配当控除を受けることができますが、これはあく

まで特定口座、一般口座と同様の扱いをするまでで、NISA口座保有分を非課税の扱いにして還付をうけることはできません。

Q 株式の配当金はわかった。では、投資信託の分配金は大丈夫？

A 非課税で処理されます。

投資信託の場合は、特に追加の手続きの必要なく、普通分配金は非課税となります。特別分配金、元本払戻金は利益ではなく、投資元本の一部払い戻しに当たるためもと課税されません。したがって、特別分配金ばかりの投資信託ではNISA口座で保有するメリットはありません。

Q NISA口座内で金融商品を買ったら、すぐ値上がりしました。売ってもいいの

ですか？

A 　いつ売ってもいいです。

　NISA口座内で購入した金融商品は、5年目の年末までに売却すれば、その際に  
出た譲渡益に対しては非課税となります。譲渡益の額に満足であれば、金融商品を買  
った翌日に売っても問題ありません。ただし、配当利回りの高い株式に関しては、期  
待できるトータルリターンを考慮して、慎重に売却時期を探ったほうがよいでしょう。

Q 　NISA口座内で金融商品を買ったら、評価額が100万円を超えちゃいました。  
さらに追加で買うことはできませんか？

A 　非課税枠はあくまで元本ベースです。購入金額が100万円以内ならまだ買えます。



NISA口座内での非課税枠は、あくまで金融商品を新たに購入した時に消化されます。購入後の金融商品の評価額が上昇し、仮に100万円を超えたとしても、非課税枠がなくなるわけではありません。

具体的に言うと、とある金融商品を80万円分購入しました。のちにこの金融商品が110万円になったとしても、NISA口座の非課税枠は20万円分残っています。よって、あと20万円分の金融商品の購入まで、NISA口座内で買うことができます。

Q NISA口座内で株を買ったら、銘柄選びに失敗して含み損です。買い直してもいいですか？

A かまいませんが、損失はなかったものとみなされ、NISAの非課税枠の回復は翌年以降です。

NISAでは、買い直しのような回転売買はお勧めしません。理由は2つあります。

理由の1つ目は、NISAでは損失がなかったものとみなされるためです。通常の課税口座であれば、損益通算といって、年間の利益と損失を相殺したり、確定申告によつて損失を翌年以降に繰り越すことができます。NISAでは確定申告などの手間をかけずに利益のすべてを非課税にできる代わりに、損失に関しても救済措置がない、という仕組みになっています。

理由の2つ目は、NISAの年間100万円の非課税枠は、あくまで金融商品を購入した時に使われているだけで、年内に金融商品を買戻したとしても非課税枠が復活するわけではないためです。売却することでご自身の資金繰りがよくなりますが、それとNISAの非課税枠とは連動していないことに注意してください。

なお、NISAの非課税枠は、2年目に入ったところで100万円に復活します。

**Q** 100万円分の金融商品を買っちゃいました。2社目のNISA口座を開けます

か？

A できません。当初4年間は一人1口座のみです。

NISA口座は、一人につき1つの金融機関でしか申し込めないことになっています。1年分のNISAの非課税枠を使い切ってしまった場合は、2年目を迎えてNISAの非課税枠が復活するまで待つしかありません。

ただし、配偶者や子供がまだNISA口座を開いていない場合は、彼らに金融資産運用を教育し、お互いに自己責任であることを確認したうえで、資金を託すという方法もあります。

Q サービスが悪いので、NISA口座を他の金融機関に作り直したいです。

A 申し訳ありません。当初4年は我慢して現在の口座を使ってください。

NISA口座は、一度口座を開設すると、少なくとも2017年末までは使い続けなければならない仕組みになっています。どうしても我慢できずに解約したとしても、2018年までは他社で新規のNISA口座の開設をすることはできません。

2018年になったら、住民票による居住を確認する基準日の日付が変わるので、そのタイミングで新たな金融機関でNISA口座を作ることが可能になります。

ですが、仮に2018年以降に別な金融機関にNISA口座を開設したとしても、問題が残ります。

結局のところ、2014年～2017年の4年間の間にNISA口座で買った金融商品は、元の金融機関でのNISA口座で管理しなければならないのです。新しいNISA口座は、あくまで2018年以降の新規の金融商品の購入からの利用になります。

さらに、2014年のNISA購入分を2018年を超えてロールオーバーしたい場合に、NISA口座を他社に移してしまった場合はロールオーバーができない、という弊害もあります。

したがって、自分が利用したいサービス、買いたい金融商品と、実際の金融機関のNISAサービスを丁寧に比較し、ミスマッチのない金融機関でNISA口座を開く必要がある、というわけです。

Q NISAの1年目は毎月3万円の積立投資で利用したので、非課税枠が64万円余りました。この64万円は2年目に使えますか？

A 使えません。2年目もNISAの非課税枠は100万円からのスタートです。

NISA制度は、1年ごとに100万円までの非課税枠が使えることになっています。この非課税枠が余った場合は、1年目としての非課税枠が消滅し、2年目は新たに100万円分の非課税枠がもらえる、という仕組みです。

もしくは、次のようにも考えられます。

1年目は、3万円×12カ月＝36万円分の非課税枠を使いました。2年目になる

にあたり、この36万円分の非課税枠が復活し、2年目もまた100万円からスタートする、という具合です。

**Q** 5年目を迎えました。ロールオーバーしたいです。

**A** 本来に保有を続けるべきか、5年目を機会によく考えましょう。

NISA制度は、NISA口座内で購入した金融商品の譲渡益、配当金、分配金に対する税金を非課税にできる制度です。この非課税には、5年間の期限があります。

原則としては、5年目の年末を迎えたNISA口座内の金融商品は、5年目の年末の時価が新たな購入価格とされ、特定口座などの課税口座に払い出されます。そして、特定口座で売却した場合は、新しい購入単価を元に課税されることとなります。

長期投資を勧める側の理論としては、6年目以降もNISA口座で保有することも考えたいところです。そして、6年目もNISA口座で管理することが可能な制度に

もなっています。この、5年目が過ぎて、6年目以降も引き続きNISA口座で管理するための手続きをロールオーバーと呼んでいます。

ロールオーバーするためには、条件があります。まず、同じ金融機関で引き続きNISA口座が開かれていなければなりません。また、6年目のNISAの非課税枠を、ロールオーバーする金融商品のために利用する必要があります。

ここで、冷静に考えてほしいことがあります。ロールオーバーとは、新規の非課税枠で金融商品を現在の価格で買い直すことに等しいです。そして、ロールオーバーしたいと思っている金融商品は、現在の価格、現在の経済状況においても買いたい金融商品なのでしょいか？

もし、自信をもってそう思えないのなら、6年目の新しい非課税枠では、別な金融商品を買う方がよいのかもしれませんが。

## 終わりに

NISA制度について、駆け足で解説させていただきました。ご理解いただきありがとうございましたでしょうか？

**本当に金融資産運用をゼロから始めるみなさんへ。**

金融資産運用は、実際には習うより慣れる、が重要です。NISAの非課税の恩恵をフル活用し、チャレンジしてみましよう。最初は年間100万円の非課税枠を使い切らなくてもかまいません。たとえば毎月1万円の積立投資を始めてみる。半年、1年、2年と続けて、自分が買った金融商品がどのように育つか、含み損益がどういいう推移を見せたのか、感じてみましょう。その経験が、いずれ生きてきます。

すでに金融資産運用をバリバリ経験していて、NISAをどのように活用す



るか悩んでいるみなさんへ。

たしかに、NISA口座は、特定口座などと損益通算できません。特定口座など課税口座での常識が通用しない部分があります。不便な点も多いです。しかし、やはり非課税の恩恵は捨てがたいです。NISA口座は、いつもご自身でやっている運用とは違うものと割り切り、普段買わない上場株式や投資信託を買ってみるなど、チャレンジの場にしてみてはいかがでしょう？ もちろん、ペースを乱さずいつもの運用を心がけ、その一部にNISAを活用するというスタイルでもよいでしょう。

NISAを活用する人が多くなり、たくさんの人の感想、意見が集まれば、制度の改善や恒久化などにより、もっと使いやすい制度になっていくはずですよ。

本書の執筆には、多くのみなさまのお世話になりました。特に、本書を書きつけかけを与えてくださいました、ベリーライフコンサルタントの齋藤和孝さ

ん、エフピープラネットの井畑敏さんと小寺澄江さん、そしてトータルEメデア出版の橋口啓一さんには、この場を借りてお礼を申し上げます。

最後にもう一度。本書が、みなさまのNISA活用のお役に立てることを願っています。

2014年3月

松本勝晴

## 執筆者プロフィール

松本FP事務所 所長

1989年3月神奈川工科大学卒業。ソフトバンクグループの出版部門で雑誌や書籍の編集業務に携わる。従業員持ち株会の当事者として1999年のITバブルとその崩壊に遭遇。以来、マネー雑誌などで情報収集するうちに、パーソナルファイナンスの重要性に目覚める。2002年5月に退職。2003年4月より松本FP事務所をスタート。2004年3月よりCFP®認定者として、2008年3月よりミスターエフピープロフェッショナルとして活動。2012年11月に自費出版のKindle電子書籍『金融資産を増やす不変の7原則』を発表。2014年4月からは金融資産運用実践FPおよびマネーブロガーとして、誰もが自分で金融商品を選んで運用できるようになることを目標に活動する予定。

ホームページ： <http://mfpooffice.org/>

ブログ： <http://blog.mfpooffice.org/>

## 参考記事

日本証券業協会 「剛力彩芽のNISAラクラクWEB」

<http://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

政府広報オンライン 「新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201306/3.html>

ほか、グーグル検索で表示される各記事

## 参考書籍

竹川美奈子 「税金がタダになる、おトクなNISA活用入門」

日本経済新聞(編) 「口座持つ人必読！ NISA上手に使う ワナを知って失敗回避」

TeMエッセンシャルズシリーズ

—まだまだ間に合う—

これでわかった NISAのすべて

(電子版)

著者 松本勝晴

定価 400円(税込)

発行 株式会社戦略参謀研究所

トータルメディア出版事業部

〒102-0083

東京都千代田区麹町2-10-3 リノウ麹町 1F

TEL 03-3643-4524

<http://www.temediapub.com>

発行人 橋口啓一

販売 TEM出版書店 <http://www.tempubpc.com>

発行日 2014年4月2日 初版発行

TeMエッセンシャルズシリーズ

—まだまだ間に合う—

これでわかった NISAのすべて(電子版)

400円(税込)

戦略参謀研究所

